

5. 転入願

真宗各派協約に基づく真宗十派に所属する僧侶が、転属しようとするときは、所属宗派及び転派しようとする宗派の許可を得なければなりません。この場合、別に得度式を受ける必要はありませんが、本派の転入許可を得るにあたり、所定の研修を受講しなければなりません。

[真宗各派協約15・16、僧侶規程10①]

(1) 対象宗派

- ① 真宗大谷派 ② 真宗高田派 ③ 真宗仏光寺派 ④ 真宗興正派
- ⑤ 真宗木辺派 ⑥ 真宗出雲路派 ⑦ 真宗誠照寺派 ⑧ 真宗三門徒派
- ⑨ 真宗山元派

[註] これら以外の僧侶が、本宗門に所属しようとするときは、得度式を受けなければなりません。 [僧侶規程10②]

(2) 申請者 本人

[註] 法名は、原則として本人が旧所属宗派で授与された法名とします。

(3) 添付書類

- ① 誓約書（得度誓約事項） [宗法22]
- ② 履歴書
- ③ 戸籍抄本
- ④ 成年被後見人又は被保佐人ではない旨の証明書（東京法務局後見登録課発行）
- ⑤ 破産者で復権を得ていない者ではない旨の証明書（市区町村長発行）

(4) 転出宗派への手続き

転出する宗派（現在所属している宗派）に転出願を提出しなければなりません。 [真宗各派協約17①]

(5) 研修（願記提出後）

転入僧侶の研修として得度習礼を受講します。

なお、日程等については僧侶養成部より案内します。

[僧侶規定10]

[註] 上記研修を受講しなければ、転入が許可されません。

⇒ 研修修了後、転出する宗派からの転出許可通知をもって本派への転入を許可し、度牒を交付します。 [真宗各派協約16]